職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1　被処分職員	高松ブロック統括センター　係長級職員（39 歳・男性）
2　事案の概要	令和６年 11 月 10 日頃、高松市防災合同庁舎内の２階女性用トイレに正当な理由なく侵入するとともに、個室内にあるベビーチェアに小型カメラを設置するなどしたことにより、刑事処分として、罰金刑に処されたもの。
3　処分の内容	懲戒免職
4　処分の時期	令和８年 11 月 12 日